



香川県信用保証協会

REPORT 2018



INDEX

ごあいさつ	1頁
プロフィール	2頁
信用保証のしくみ	3頁
信用保証の内容	4頁
保証制度のご案内	6頁
2017年度のとりくみ	11頁
2017年度事業報告	14頁
第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)(要約)	24頁
2018年度経営計画(要約)	25頁
コンプライアンス	27頁
個人情報保護	28頁
役員・組織図	29頁

シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き生きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ



平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2018」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、県内景気は全体として引き続き改善傾向にあるものの、中小企業・小規模事業者については、依然として業種や規模によっては景況感にばらつきが見られ、条件変更先が高止まりしているなど、厳しい経営環境が続いているものと思われます。

折しも、昨年6月に改正された信用保証協会法が本年4月から施行され、これにより、当協会におきましても、金融機関との連携による中小企業・小規模事業者の経営の改善・発達の支援強化や保証利用企業に対する経営支援などの業務がスタートしております。

長期にわたる低金利により保証環境は大変厳しいものがありますが、「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本とし、個々の企業ニーズに応じた支援に全力で取り組んでまいります。

今後とも、役割の重さに思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

香川県信用保証協会
会長 天雲 俊夫

プロフィール

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

プロフィール (2018年3月31日現在)

名称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年9月21日
業務開始年月日	1949年10月1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	142億円
保証先企業数	6,957企業
保証債務残高件数	11,927件
金額	75,750百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役員数	51名

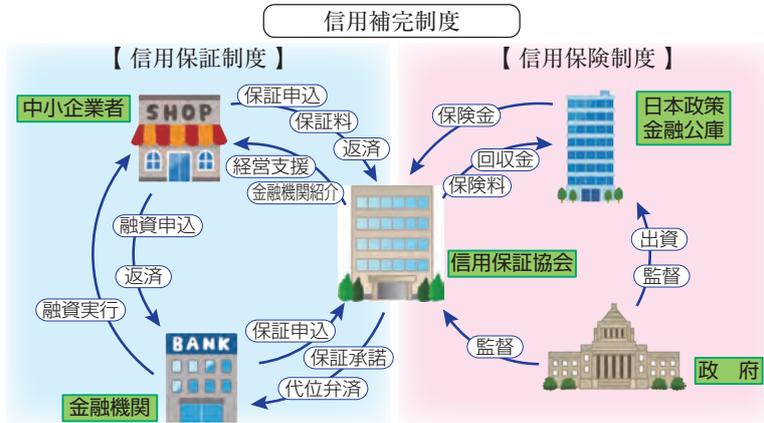
沿革

1949年	9月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
	同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
	10月	高松市六番町31番地にて業務開始
1950年	4月	高松市五番町4番地-1へ事務所移転
1953年	8月	信用保証協会法公布・施行
1954年	10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
	同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
1967年	11月	香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸の内2番地-3)
1986年	4月	香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町2丁目2-2)

信用保証のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。保証協会は融資が実行されたときに信用保証料を受領し、融資が債務不履行になった場合は金融機関に代位弁済を行います。

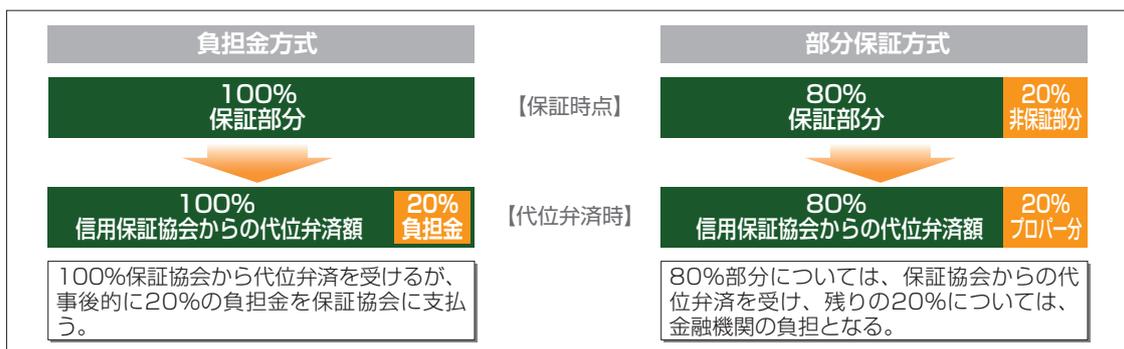
信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。保証協会は、信用保証料から信用保険料を日本政策金融公庫に支払います。日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

責任共有制度

保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的としています。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。



信用保証の内容

ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業(※)	3億円以下	300人以下
旅館業(※)	5千万円以下	200人以下
上記業種以外(製造業・建設業・運輸業等)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(※) (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

(※) 特定非営利活動法人(NPO法人)を除く

(2) 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

(3) 所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

保証の内容

(1) 保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円(組合の場合4億8千万円)となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

(3) 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

(4) 担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

(1) 信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

- ① 返済方法が一括返済の場合(根保証を含む)

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率(年率)} \times \text{保証期間}$$

- ② 返済方法が均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率(年率)} \times \text{分割係数(※)} \times \text{保証期間}$$

(※) 分割係数表

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

保証制度のご案内

ニーズ別保証制度一覧

保証制度名	概要	限度額	保証期間
簡易迅速な要件対応型の独自保証制度			
ニューアシスト保証	業況及び財務内容に特段の問題がなく、信用保証協会の保証付き融資の残高がない方	3,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内
パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な中小企業者の方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内
コラボさめき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める中小企業者の方（プロパー協調）	(CRD 区分7以上) 1億6,000万円 (CRD 区分6以下) 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 10年以内 設備 15年以内
ステップアップ保証	長期資金が必要な小規模な中小企業者の方	1,000万円	10年以内
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした小規模な中小企業者の方	500万円	1年間又は2年間
新規に事業を始められる方			
創業関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む。）	2,000万円	10年以内
創業等関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む。）	1,500万円 (ただし、開業前については自己資金の範囲内)	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	2,000万円 (ただし、開業前については自己資金の範囲内)
	開業プランサポートタイプ	(公財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方	2,000万円 (ただし、開業に必要な資金の80%以内)
【丸亀市制度】 丸亀市新風融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	700万円	5年以内
小規模事業者の方			
ニューアシストS保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	10年以内
小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超 10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

資金用途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転 資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転 資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
運転資金 設備資金	1.65%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.65%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.50%	0.58									対象外	丸亀市の保証料及び利 子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.50									対象外	
		0.30(セーフティネット保証)										
運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60(セーフティネット保証)										
運転資金 設備資金	2.10%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60(セーフティネット保証)										
運転資金	2.00%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利 子補給あり
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)										
運転資金 設備資金	2.00%	0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	保証料及び利子補給の 有無は市町の定めると ころによる
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
運転資金 設備資金	2.00%	0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										

保証制度名	概要	限度額	保証期間
一般的な事業資金が必要な方			
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	運転 5年以内 設備 10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1年以内
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
			7年超 10年以内
資金の反復・継続利用が必要な方			
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は 2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は 2年間
経営者保証を不要とする保証制度			
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
インバウンドビジネスの誘致・推進に資する保証制度			
インバウンドビジネス推進保証	インバウンド(訪日外国人旅行者)の誘致・推進による新たなビジネスチャンスを創造・活用し、かつ、「インバウンドビジネス推進計画書兼推薦書」を提出できる方	8,000万円	10年以内
瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度			
ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方			
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 5年以内 運転 7年以内 設備
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

資金用途	貸付利率	保証料率(%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75(5号又は7～8号)									対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85(1～4号又は6号)									対象外	
運転資金 設備資金	2.00% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.90% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	「インバウンドビジネス 推進計画書兼推薦 書」が必要
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち 観光推進機構が発行し た推薦書が必要
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金 を借換える場合は保証 期間10年以内
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従って 設立される法人も対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.90%	0.80									対象	「経営改善計画」に従っ て設立される法人も対 象
		1.00									対象外	

保証制度の創設

2018年9月1日に2つの独自保証制度を創設しました。

・インバウンドビジネス推進保証制度

○制度創設の目的

この保証制度は、インバウンド（訪日外国人旅行者）の誘致・推進による新たなビジネスチャンス創造・活用しようとする香川県内の中小企業者に対して、必要な資金を円滑に供給することにより、中小企業者の経営の発展や改善等を図るとともに、香川県の活性化と地方創生に資することを目的として創設しました。

○制度コンセプト

香川県内の中小企業者がインバウンドビジネスに取り組む機運醸成を図るため、信用保証料率を割り引くなど、使い勝手の良い制度にしました。

・ニューアシストS保証制度

○制度創設の目的

この保証制度は、香川県内の小規模企業者に対して、必要な資金を円滑に供給することにより資金繰りの安定を図り、小規模企業者の持続可能な経営への金融支援を行うことを目的として創設しました。

○制度コンセプト

信用保証料率を低率に設定することで、小規模企業者の保証料負担を軽減します。また、「無担保・無保証人」保証制度を実現、『担保や保証に依存しない』取組みに寄与します。

制度リーフレット

香川県内の中小企業・小規模事業者のみなさま

インバウンド ビジネス推進保証

この保証は、インバウンド（訪日外国人旅行）の誘致・推進による新たなビジネスチャンス創造・活用しようとする香川県内の中小企業・小規模事業者に対して、必要な資金を円滑に供給することにより、経営の発展や改善等を図るとともに香川県の活性化と地方創生に資することを目的としています。

受付期間	2020年3月末日まで
保証料	最大2割引き！
保証期間	10年以内
限度額	8,000万円

※その他要件等は裏面をご覧ください。

KAGAWA GUARANTEE
香川県信用保証協会

【お問い合わせ】
TEL 087-851-0062 FAX 087-822-1691
URL <http://www.kagawa-cgc.com/>

期間限定 2019年3月末迄

裏面へ急げ！！

衝撃！ニューアシストS保証

保証料率一律 0.5%

しかも保証人不要

KAGAWA GUARANTEE
香川県信用保証協会

【お問い合わせ】
TEL 087-851-0062 FAX 087-822-1691
URL <http://www.kagawa-cgc.com/>

2017年度のとりくみ

感謝状贈呈式

2016年度の保証推進に積極的に取り組まれた金融機関の40店舗様に対して、感謝状を贈呈しました。



金融機関との連携強化

金融機関の若手職員の方々に信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証協会業務講座を開催しました。

また、金融機関との研修会や勉強会を個別に行い連携強化に努めました（延べ出席店舗121カ店、出席者数179人）。



大学院での講義

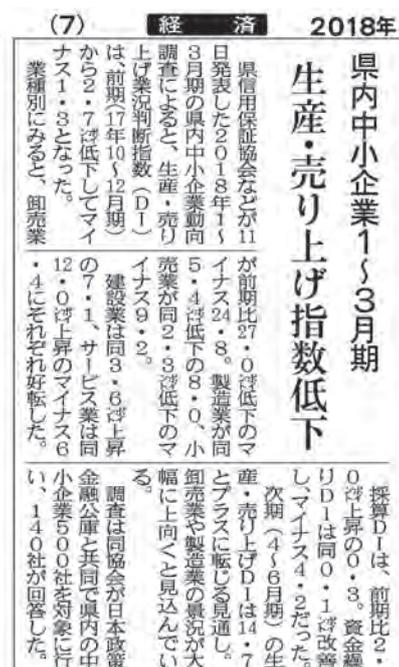
香川大学大学院地域マネジメント研究科で当協会会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



信用保証協会利用企業動向調査

日本政策金融公庫と共同で、当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方々に対し、景気・金融動向に関するアンケートを実施しています。また、その結果については報道機関へニュースリリースを行っています。

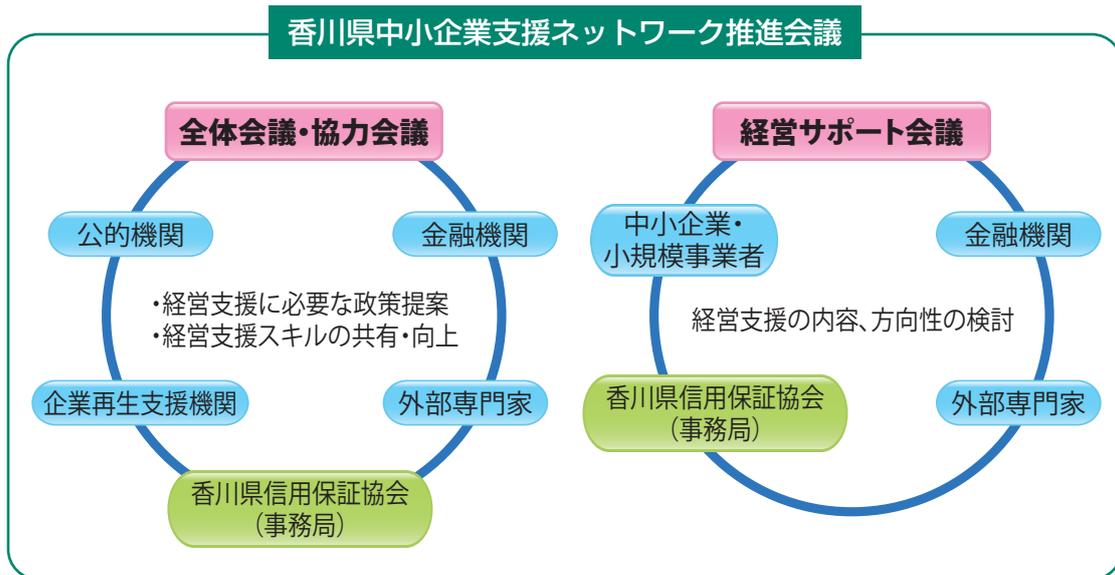
四国新聞記事(2018年5月12日)



香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」が設置されています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しています。

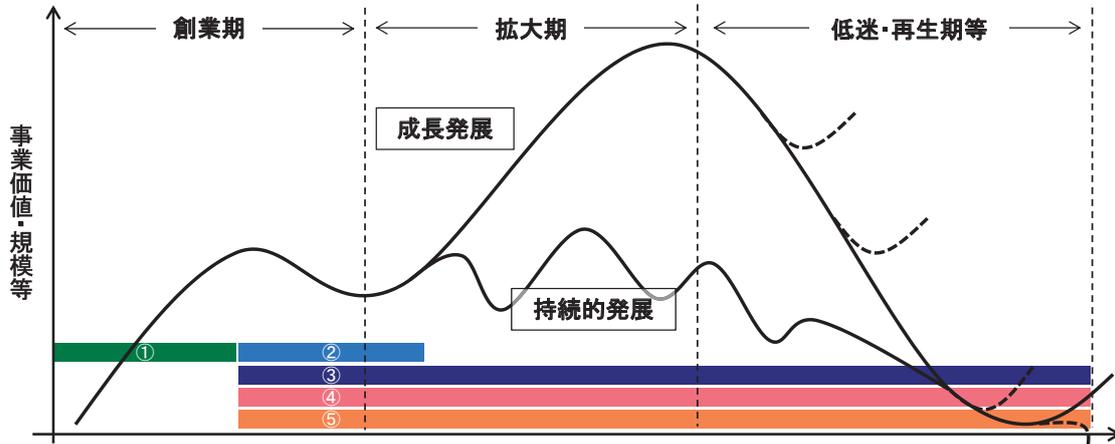


経営支援等対策費補助事業

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や、創業者などに対し、国の「信用保証協会 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援を行っています。

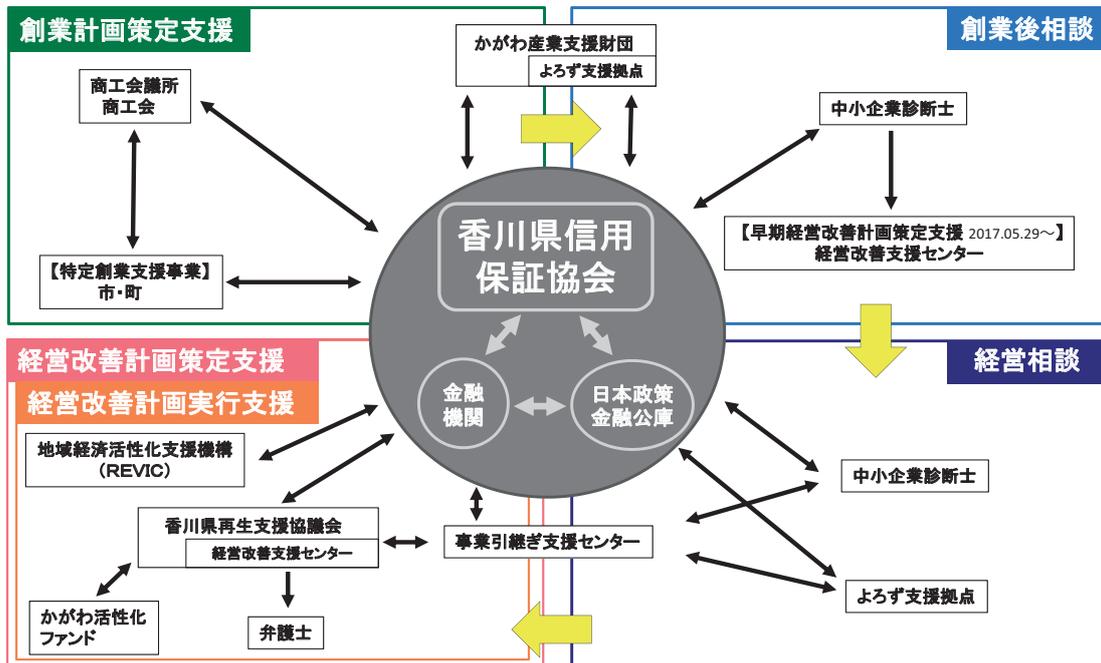
また、地域経済の活性化に向けた創業支援について、安定経営に移行するまでの経営支援も含めて取り組むことも目的としています。

【ライフステージに応じた経営支援】



①創業計画策定支援 ・創業しようとする方や創業後まもない方が対象 ・税理士等の専門家による創業計画策定支援を行う ・保証付融資を利用する場合は策定支援費用は無料	②創業後相談 ・保証付融資をご利用いただいている、創業後概ね5年以内の事業者が対象 ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談	③経営相談 ・保証付融資をご利用いただいている事業者（又は、ご利用見込みの事業者）が対象 ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談
④経営改善計画策定支援 ・保証付融資をご利用いただいている事業者（又は、ご利用見込みの事業者）が対象 ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による経営改善計画策定支援を行う ・具体的な経営支援（事業計画策定、経営力向上、事業承継） ※緩和する場合は、経営サポート会議（バンクミーティング）を開催し、全行同意を得る		⑤経営改善計画実行支援 ・経営改善計画策定支援を利用して策定した計画の実行支援が必要な事業者が対象 ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による計画の修正計画策定やモニタリング等支援を行う

【経営支援体制と連携イメージ】



2017年度事業報告

年度事業概況

・保証承諾

低金利下において償還された保証債務の再利用が低調に推移したこと等により、265億6百万円（対前年度比96.0%、対計画比98.2%）となりました。

・保証債務残高

757億50百万円（対前年度比89.1%、対計画比99.4%）となりました。

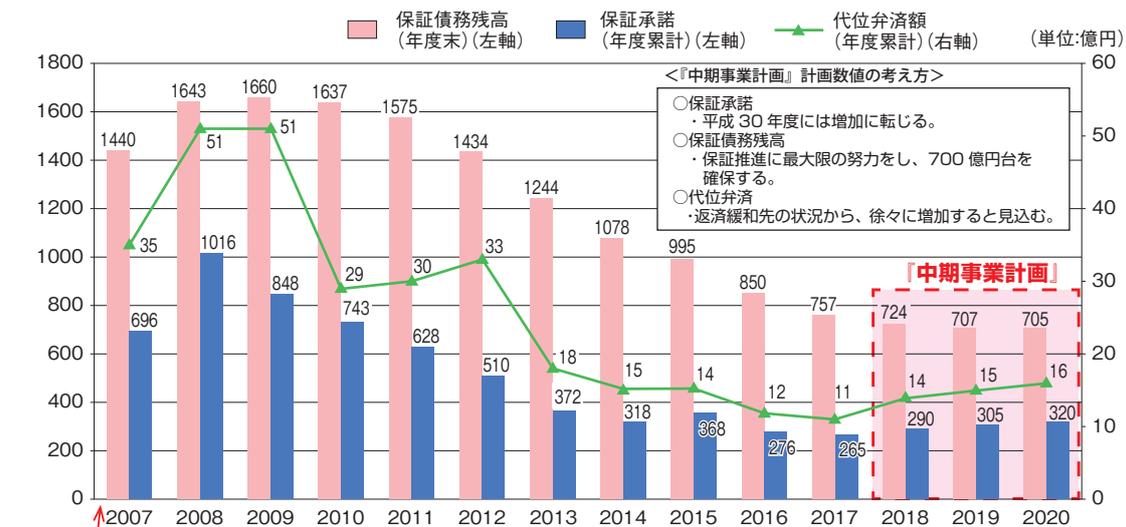
・代位弁済

県内の企業倒産が沈静化の傾向にあったことを反映して、11億15百万円（対前年度比90.8%、対計画比69.7%）と低い水準で推移しました。

・実際回収

無担保及び第三者保証人がいない代位弁済案件増加による回収環境の悪化する中、効率的な回収に努めた結果、5億17百万円（対前年度比87.1%、対計画比103.4%）となりました。

【年度別事業概況及び計画数値】



保証先数 (年度末)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
保証先数 (年度末)	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915	7,399	6,957



(参考) 返済緩和先 (年度末)	2013	2014	2015	2016	2017
保証債務残高	22,164百万円	21,568百万円	19,909百万円	17,203百万円	14,849百万円
保証先件数	1,001社	970社	900社	825社	727社

保証承諾

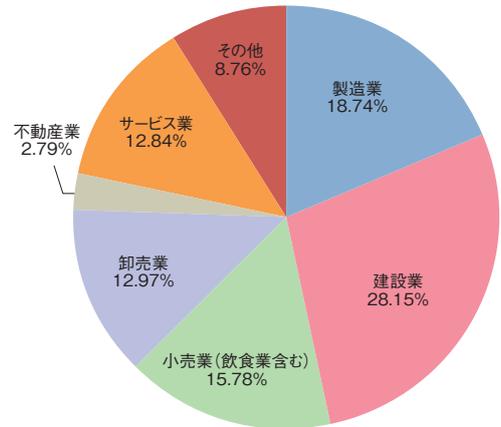
○業種別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	679	8,110	485	5,343	415	4,966
建設業	964	8,838	781	6,934	821	7,462
小売業(飲食業含む)	689	5,296	628	4,511	594	4,182
卸売業	482	5,694	341	3,887	310	3,439
不動産業	72	1,040	69	613	76	740
サービス業	491	4,475	446	3,781	395	3,404
その他	232	3,301	174	2,552	171	2,323
合計	3,609	36,755	2,924	27,622	2,782	26,506

【2017年度グラフ】

構成比(金額)

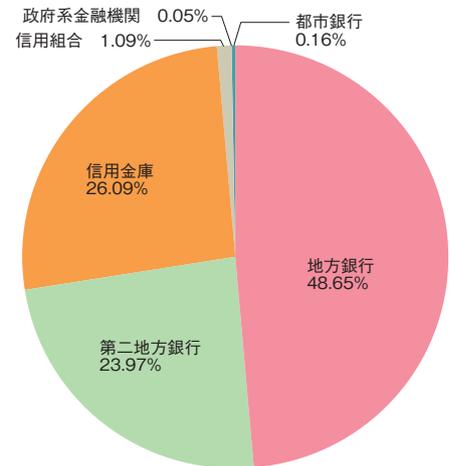


○金融機関別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	20	462	12	294	5	42
地方銀行	1,717	18,533	1,592	14,558	1,344	12,894
第二地銀	789	8,072	560	5,319	673	6,354
信用金庫	941	8,444	658	6,425	688	6,915
信用組合	104	482	69	313	71	289
政府系金融機関	38	762	33	713	1	12
合計	3,609	36,755	2,924	27,622	2,782	26,506

構成比(金額)

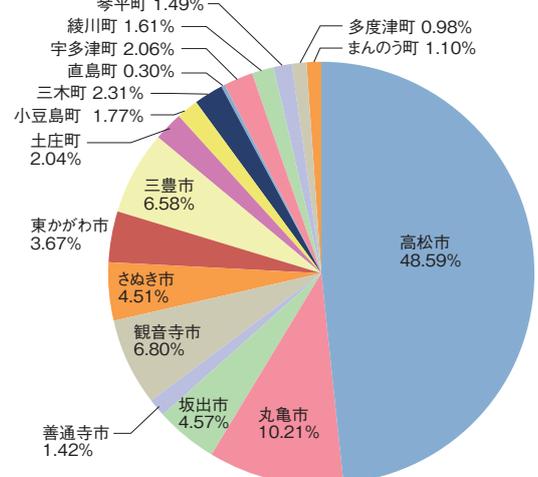


○地域別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,434	16,737	1,241	12,079	1,304	12,880
丸亀市	398	3,792	319	2,786	266	2,706
坂出市	193	1,699	180	1,751	114	1,211
善通寺市	95	791	60	602	55	377
観音寺市	340	2,905	256	2,375	202	1,802
さぬき市	141	1,182	126	1,195	146	1,195
東かがわ市	118	1,428	114	1,165	94	972
三豊市	328	3,059	189	1,569	185	1,743
土庄町	76	843	47	551	46	541
小豆島町	105	1,169	73	765	61	469
三木町	58	415	64	565	77	612
直島町	20	164	6	93	5	80
宇多津町	70	588	61	514	56	546
綾川町	72	540	66	528	57	426
琴平町	37	476	27	284	38	395
多度津町	77	635	63	474	45	261
まんのう町	47	332	32	325	31	291
合計	3,609	36,755	2,924	27,622	2,782	26,506

構成比(金額)



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

保証債務残高

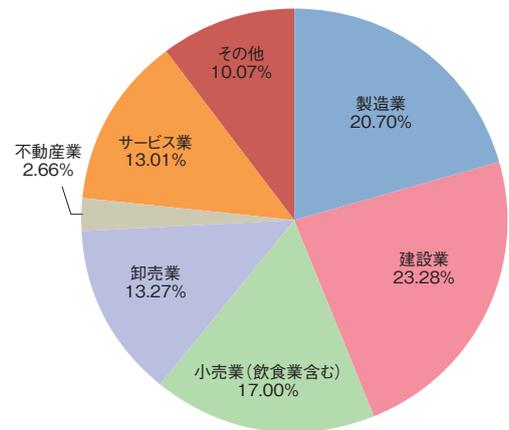
○業種別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,767	21,749	2,382	18,370	2,073	15,683
建設業	3,596	22,365	3,233	19,168	2,970	17,634
小売業(飲食業含む)	3,023	16,072	2,719	14,185	2,502	12,879
卸売業	1,885	13,975	1,612	11,616	1,409	10,051
不動産業	321	2,452	295	2,166	281	2,017
サービス業	2,183	12,782	2,009	11,216	1,832	9,856
その他	1,174	10,085	975	8,327	860	7,630
合計	14,949	99,482	13,225	85,048	11,927	75,750

【2017年度グラフ】

構成比(金額)

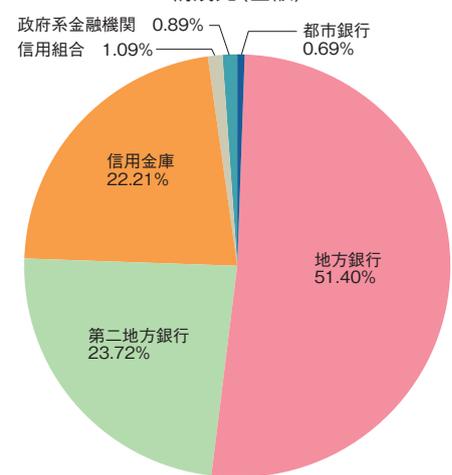


○金融機関別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	65	953	56	767	48	524
地方銀行	7,523	52,237	6,680	44,531	5,956	38,939
第二地銀	3,677	24,000	3,145	19,819	2,849	17,965
信用金庫	3,148	20,099	2,880	17,988	2,669	16,824
信用組合	444	1,206	375	973	334	823
政府系金融機関	92	986	89	970	71	676
合計	14,949	99,482	13,225	85,048	11,927	75,750

構成比(金額)

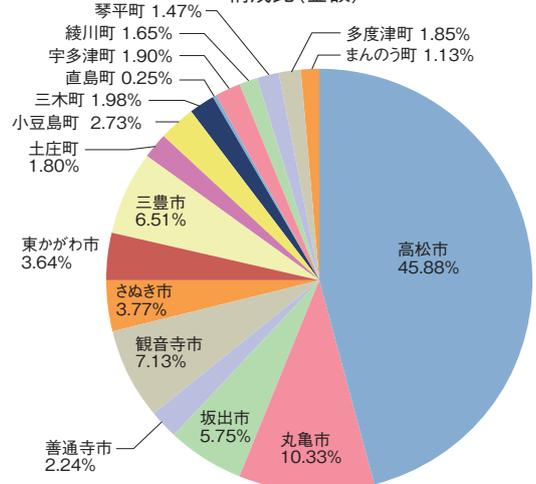


○地域別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	6,488	44,400	5,687	37,704	5,260	34,752
丸亀市	1,556	10,010	1,413	8,904	1,257	7,822
坂出市	911	6,331	820	5,310	681	4,355
善通寺市	419	2,460	331	1,984	286	1,695
観音寺市	1,132	7,330	1,009	6,306	913	5,403
さぬき市	694	4,046	587	3,257	501	2,858
東かがわ市	499	3,411	470	3,131	430	2,759
三豊市	1,039	6,840	903	5,714	788	4,928
土庄町	280	1,884	237	1,559	215	1,360
小豆島町	387	3,092	339	2,546	301	2,070
三木町	277	1,643	272	1,500	259	1,502
直島町	58	285	38	197	26	191
宇多津町	236	1,570	234	1,510	211	1,436
綾川町	292	1,661	285	1,566	249	1,249
琴平町	203	1,621	189	1,336	161	1,111
多度津町	281	1,744	242	1,537	236	1,404
まんのう町	197	1,153	169	986	153	853
合計	14,949	99,482	13,225	85,048	11,927	75,750

構成比(金額)



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

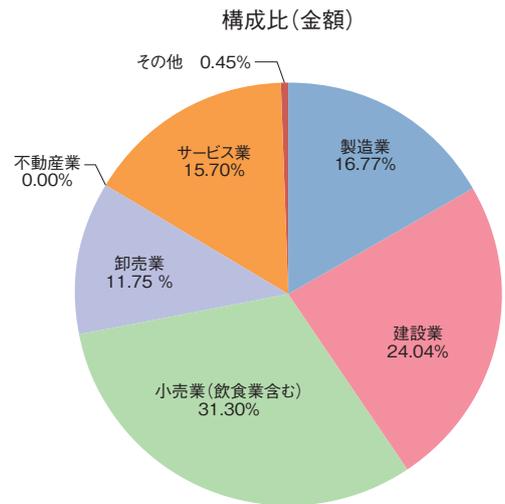
代位弁済

○業種別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	42	365	38	338	20	187
建設業	26	153	24	139	45	268
小売業(飲食業含む)	64	491	26	121	60	349
卸売業	37	239	33	189	21	131
不動産業	4	98	1	71	0	0
サービス業	8	29	19	153	27	175
その他	2	3	20	217	3	5
合計	183	1,377	161	1,229	176	1,115

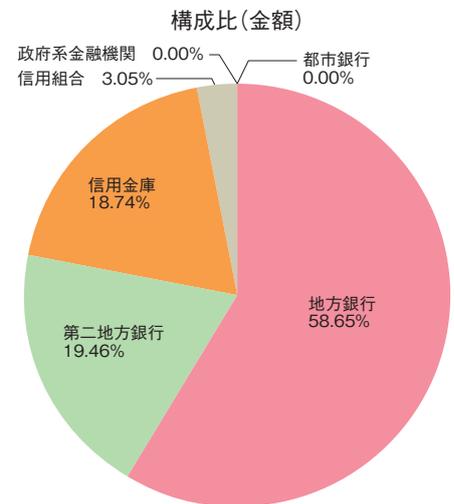
【2017年度グラフ】



○金融機関別

(単位：百万円)

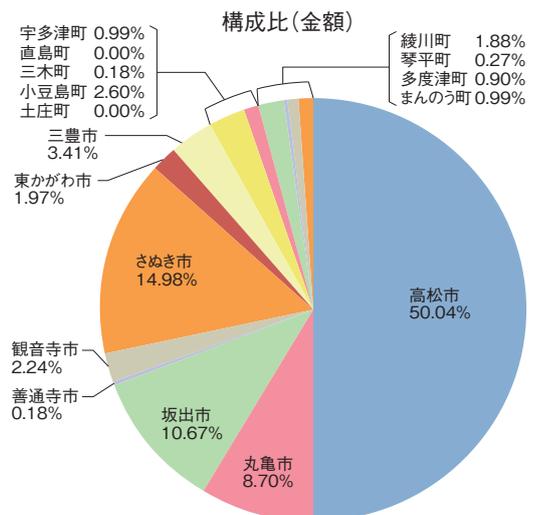
	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	4	98	1	40	0	0
地方銀行	92	748	69	667	68	654
第二地銀	55	332	44	268	51	217
信用金庫	25	162	37	188	47	209
信用組合	6	31	9	47	10	34
政府系金融機関	1	6	1	19	0	0
合計	183	1,377	161	1,229	176	1,115



○地域別

(単位：百万円)

	2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	112	895	70	679	4	558
丸亀市	21	92	14	62	7	97
坂出市	10	69	3	17	0	119
善通寺市	3	4	14	82	2	2
観音寺市	3	13	17	129	1	25
さぬき市	3	12	13	120	0	167
東かがわ市	6	75	2	6	3	22
三豊市	10	64	2	16	6	38
土庄町	1	2	12	73	2	0
小豆島町	2	32	2	1	1	29
三木町	3	3	2	1	1	2
直島町	0	0	0	0	4	0
宇多津町	0	0	0	0	7	11
綾川町	0	0	2	8	0	21
琴平町	4	56	2	12	2	3
多度津町	1	1	3	10	1	10
まんのう町	4	58	3	11	0	11
合計	183	1,377	161	1,229	176	1,115



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	55,574	基本財産	14,258,890,109
預け金	4,487,977,315	基金	6,282,295,620
有価証券	15,769,236,502	基金準備金	7,976,594,489
動産・不動産	195,101,800	制度改革促進基金	194,809,785
保証債務見返	75,749,928,420	収支差額変動準備金	4,017,604,892
求償権	326,540,067	責任準備金	454,499,571
雑勘定	322,354,516	求償権償却準備金	67,106,823
内、未経過保険料	209,592,865	退職給与引当金	437,783,300
		損失補償金	0
		保証債務	75,749,928,420
		求償権補てん金	0
		雑勘定	1,670,571,294
		内、未経過保証料	1,645,311,751
合 計	96,851,194,194	合 計	96,851,194,194

○貸借対照表用語説明

・求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
・未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
・基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
・収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立えています。
・未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

○収支計算書用語説明

・保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
・信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
・責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
・責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
・求償権補てん金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金を計上しています。
・求償権償却	年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
・責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合に備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立えています。
・求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見もって一定の割合を積み立えています。
・当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

収支計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日) (単位：円)

科 目	金 額
経常収入	1,273,505,893
保証料	803,359,415
預け金利息	134,764
有価証券利息配当金	249,343,459
損害金	8,282,739
事務補助金	46,298,982
責任共有負担金	146,945,000
雑収入	19,141,534
経常支出	1,108,094,063
業務費	628,966,170
借入金利息	0
信用保険料	445,111,840
責任共有負担金納付金	21,986,978
雑支出	12,029,075
経常収支差額	165,411,830
経常外収入	1,471,268,922
償却求償権回収金	86,163,973
責任準備金戻入	512,343,033
求償権償却準備金戻入	90,886,082
求償権補てん金戻入	781,720,242
その他収入	155,592
経常外支出	1,548,736,257
求償権償却	1,023,009,511
雑勘定償却	3,887,279
退職金	233,073
責任準備金繰入	454,499,571
求償権償却準備金繰入	67,106,823
経常外収支差額	-77,467,335
制度改革促進基金取崩額	96,291,677
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	184,236,172
収支差額変動準備金繰入額	92,118,086
基本財産繰入額	92,118,086

資金計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日) (単位：円)

	金 額
I . 事業活動による収支	-295,822,452
業務収支	169,532,162
信用保証収支	114,665,883
保証料	+ 712,891,788
回収(元損)	+ 517,035,814
代位弁済(元利)	- 1,115,261,719
信用保険収支	-174,725,934
信用保険料	- 436,486,653
保険金・保険金納付金	+ 261,760,719
損失補償・責任共有負担金等収支	229,592,213
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 58,311,046
責任共有負担金・負担金納付金	+ 124,958,022
基金補助金・事務補助金等	+ 46,323,145
総務収支	-465,354,614
業務費・退職金支払	- 716,675,165
運用収入	+ 248,467,244
その他収入・支出	+ 2,853,307
II . 投資活動による収支	17,810,204
厚生基金の増減	- 18,635,000
動産・不動産の増減	- 824,796
III . 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+ 0
IV . 流動資産の増減額	-278,012,248
流動資産の期首残高	20,535,281,639
現金・預け金	4,765,487,203
有価証券	15,769,794,436
流動資産の期末残高	20,257,269,391
現金・預け金	4,488,032,889
有価証券	15,769,236,502

中期事業計画(2015年度～2017年度)の評価(要約)

2015年度から2017年度までの3か年の業務運営方針についての評価は以下のとおりです。

■保証の推進

1) 保証利用向上への取り組み推進

新規先保証の推進キャンペーンを実施し、期間を通じて預託対象件数が増加した。2015年10月に創設した協会独自制度については2017年度末までに1,946件、140億円の保証承諾となり、保証債務残高の下支えに一定の効果があった。また、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保のため、2017年11月に制度を創設した。また、保証利用向上に向け金融機関本母店を訪問し情報交換を行うことで、連携強化に努めた。

2) 政策保証の推進

創業保証について、「連携相談シート」を利用した地域金融機関、日本政策金融公庫、かがわ産業支援財団及び協会の4者で連携する枠組みを活用し、創業計画段階から協調融資の推進に努めた。

中小企業者が金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画書を策定して計画の実行状況を金融機関に報告する仕組みの経営力強化保証制度の活用にも努めた。

3) 地域金融機関との連携強化

金融機関との研修会の機会を通して、保証利用についての理解を深めて頂くとともに、情報の共有に努めた。また、営業店舗を訪問して保証推進に努めるとともに、要望の収集を行った。

■経営支援の強化

1) 経営改善、事業再生や創業の支援

「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営支援等対策費補助事業」による経営相談を32件、経営改善計画策定支援を97件行った。実施に当たっては、より実効性のあるものにするため、専門家を交えた金融機関との協議、経営サポート会議の開催や再生支援協議会との連携に努めた。

創業支援については、「連携相談シート」を利用した地域金融機関、日本政策金融公庫、かがわ産業支援財団及び協会の4者で連携する枠組みを活用し、創業計画段階から協調融資の推進に努めた。

2) 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

「ネットワーク推進会議・協力会議」において「経営支援等対策費補助事業」についての説明を行うとともに、「中小企業支援ネットワークの枠組みを活用した地域融資動向に関する情報交換会」を開催し、地域の景況感、融資動向等について意見交換を行い協働に努めた。

■回収の促進

1) 回収の最大化、効率化

回収の最大化のため、代位弁済の1カ月前に回収担当者を決め、新件呼出時までに全ての資産調査を行うことで、早期に回収計画を作成し交渉に臨んだ。また回収の効率化のために簡易裁判所を活用した履行請求等に取り組み、簡裁本訴を60件、支払督促を27件行った。

2016年7月には債務者の利便性向上を目的とし、コンビニエンスストアからの振込に対応し、2017年度においては全回収の28.1%を占めた。

2) 公的スキームによる事業再生支援への寄与

2016年度において第2会社方式による抜本再生企業に協力し、2017年度に求償権消滅保証による求償権完済に対応した。

■経営管理態勢(ガバナンス)の充実

1) 経営の透明性の一層の向上

理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる理事会運営に努めた。

役員部長会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行った。

2) 監査機能の強化

検査室を設けて体制を強化し、内部検査を行った。

3) コンプライアンスの充実・強化

コンプライアンスプログラムを計画的に実行したほか、個人情報保護については2015年度に外部講師による研修を行い、2016年度には「個人情報保護心得10カ条」を策定し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。反社会的勢力との関係遮断については、2016年度に「反社会的勢力との対応マニュアル」の一部改正を行った。また、2017年度には役職員が常に携帯できる「コンプライアンスハンドブック」の全面改定を行った。

4) 危機管理の充実・強化

2017年度に事業継続計画を新システムに合わせたものへ改訂し、併せて「災害発生時の初期行動対応マニュアル」を作成した。また、期間を通じて、代替拠点での保証書発行訓練を実施した。

■業務・組織の見直しと人材育成

1) 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

2017年1月に新システムの導入を終え、以降も適宜業務フローの見直しを行い、システムの安定運用に努めた。また、保証部門での企業担当制を見直し、2016年度下期より地域グループ担当制へ変更し、審査の効率化・迅速化に努めた。

2) 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

研修に積極的に参加する等充実に努めるとともに、日常的なOJTの実践に努めた。

●外部評価委員会の意見等

1. 当地特有の金融環境・経済環境の影響を受ける中において、協会独自制度の創設・拡充や地域金融機関との連携強化など、計画は着実に取り組まれており、公的な「保証機関」として中小企業・小規模事業者の発展に尽力してきたことは評価できます。

今後とも、経営支援・期中支援を強化し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に一層努め、最後のセーフティネットとしての役割を果たされることを期待します。

2. コンプライアンスは「個人情報保護心得10カ条」の制定や「コンプライアンスハンドブック」の全面改定など毎年度作成のプログラムを着実に実施され、充実・強化に努められています。今後も役職員に一層のコンプライアンス意識が浸透するよう取り組んでください。

2017年度 年度経営計画の評価(要約)

■業務運営方針

保証量の減少が続くなど当協会を取り巻く環境は大変厳しいものがあるが、引き続き「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、当地域の金融環境や信用補完制度の見直しなど中小企業金融政策の方向を踏まえながら、以下について各般の取り組みを進めた。

(保証推進)

中小企業金融の中で十分な役割を担うため、不断に保証推進に取り組みなければならないとの認識に立って、金融機関と協調・連携し、歩調を合わせて、個々の企業の実態に即した保証の推進に努める。

(経営支援)

金融機関や中小企業再生支援協議会をはじめとした支援機関と連携して返済緩和先の経営支援に努めるとともに、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の活用などにより、創業、経営改善、事業再生支援の強化を図る。

(回収)

厳しい回収環境や人員面の制約を踏まえて、回収の効率化に努める。

(経営管理)

業務の公共性を十分に認識した適切な業務運営に努めるため、ガバナンスを働かしてコンプライアンスの徹底と危機管理体制の強化を図る。

■重点課題について

(1) 保証部門

① 保証利用向上への取り組み推進

ア. 新規保証利用企業の確保と保証推進

- ・前年度に引き続き新規先保証の推進キャンペーンを実施した結果、預託対象件数は前年度を上回った。
- ・2018年度の感謝状贈呈店舗選定基準は、2017年度の内容を基本的に踏襲して定めた。
- ・協会独自保証制度について、金融機関の営業店舗訪問を行うなど、引き続き利用促進に努めた結果、保証承諾は653件の46億円、年度末残高は1,480件の85億円となり、保証債務残高の下支えに一定の効果があった。2017年4月に、提携保証「しんらい」と協会独自保証制度の「パワーアップ保証」「コラボさめき保証」について要件を見直し、「経営サポート保証」の取扱期間を1年間延長した。2017年11月には、対象者や要件等の拡充、設備資金の保証期間の拡大、一括返済型の導入などの改正を行った。
- ・2017年11月に、新規先や完済先の保証利用を促進するため、協会独自保証「ニューアシスト保証」を創設し、信用保証料の割引を行った。保証承諾は40件の2億4千万円、保証債務残高は36件の2億1千万円だった。
- ・金融機関の本部、母店・営業店への訪問を中心とした情報交換を行い、保証利用向上に向けた金融機関との連携強化に努めた。
- ・貸付担当者を主な対象とした事務打合せ会を5金融機関と行った。

イ. 保証利用の向上

- ・協会独自保証制度の改正と創設にあたり、チラシを作成し周知に努めた。
- ・「実地調査(現地調査)・面談の実施基準」を定め、必要に応じて企業の訪問や面談を行った。
- ・提携保証「しんらい」と協会独自保証制度について、保証申込事前相談票の書式を統一し、新たに制度要件チェック表を定めた。

② 政策保証の推進

- ・「連携相談シート」を利用した地域金融機関、日本政策金融公庫、協会の3者で連携する枠組みを活用し、協調融資の推進に努めた。
- ・中小企業者が金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画書を策定して計画の実行状況を金融機関に報告する仕組みの経営力強化保証制度の活用にも努めた。この保証実績は35件10億円であり、うち、プロパーとの協調融資を9件行った。

③ 地域金融機関との連携強化

- ・金融機関との研修会の機会を通して、保証利用についての理解を深めてもらうとともに、金融機関との連携をさらに強化していく中で、常に保証推進を意識した情報発信や金融機関のコンサルティング機能の発揮に歩調を合わせた提案を行うよう努めた。
- ・金融機関との情報共有に努めるとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、審査の効率化・迅速化に努めた。
- ・金融機関店舗を訪問して保証推進に努めるとともに、金融機関の意見や要望について情報を収集した。
- ・信用保証制度の見直し実施に向けて、金融機関の本部を訪問し、説明を行い理解と協力を求めた。また、年度末に全店舗に周知文書を送付するとともに、ホームページでの周知徹底に努めた。
- ・将来の「信用保証のてびき」の改訂と「信用保証ハンドブック」(仮称)の発行に向けて、金融機関事務打ち合わせ会や保証協会業務講座のテキストについて統一化を図った。

④ 経営支援の強化

ア. 経営改善、事業再生支援の強化

- ・経営支援等対策費補助事業で創業後相談、経営相談、経営改善計画策定支援及び経営改善計画の実行支援を行った。実績は、創業後相談1件、経営改善計画策定支援31件、経営改善計画の実行支援(2016年度以前計画策定分)57件完了した。
- ・前記事業の実施に当たっては、より実効性のあるものにするため専門家を交えた金融機関との協議、経営サポート会議の開催や再生支援協議会との連携に努めた。経営サポート会議を80回、再生支援協議会との定例会を9回開催した。
- ・経営改善サポート保証の保証実績は30件368百万円であり、うち、プロパーとの協調融資を20件行った。

- ・再生支援協議会、再生ファンドによる抜本再生に関与した。
- イ. 創業支援の強化
 - ・「連携相談シート」を利用した地域金融機関、日本政策金融公庫、協会の3者で連携する枠組みを活用し、協調融資の推進に努め3件の保証承諾を行った。
 - ・商工会議所・商工会に対し、説明等を実施し、商工会主催の「創業塾」に講師を派遣した。
- ウ. 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働
 - ・中小企業支援ネットワーク推進会議を開催して、創業支援と経営支援の一体的取組み、経営改善への積極的支援等、意見交換を行った。
 - ・金融機関実務担当者向け説明会を開催し、経営支援等対策費補助事業や経営改善支援センター事業等についての説明を行った。
 - ・全体会議を開催して香川県中小企業再生支援協議会と協会から2016年度活動報告、2017年度活動方針を報告したほか、四国経済産業局、四国財務局及び香川県から金融行政や中小企業関係施策についての説明、地域経済活性化支援機構(REVIC)から事業再生と特定支援の説明、香川県弁護士会から破産申立について説明を行った。
 - ・中小企業支援ネットワークの枠組みを活用した地域融資動向に関する情報交換会を開催し、地域の景況感、融資動向等について各委員から報告・意見交換を行った。

(2) 期中管理部門

- ① 返済緩和を行っている条件変更企業等の管理強化
 - ・メイン金融機関と連携して経営改善計画の策定を働きかけるとともに、一方、事業の廃業も含めた今後の見通しについても検討した。
- ② 延滞発生や期限経過先の早期管理
 - ・延滞2回以上又は期限経過15日以上の場合についてのフォローを引き続き行った。

(3) 回収部門

- ① 効率的・効果的な回収体制
 - ・新規代位弁済について代位弁済月の月初には担当者を決定し、事故からの状況把握・資産調査等の初動調査を行えるようにした。
 - ・新件ヒアリングを実施し、現況に応じた方針策定につなげた。
- ② 効率的な方策の実施
 - ・簡易裁判所を活用した請求訴訟申立は通年で11件、支払督促は10件、仮差押は2件であった。請求訴訟のうち債務者が裁判に出頭し、回収交渉ができた案件は2件である。
 - ・弁護士に依頼した訴訟申立は7件、競売は6件、差押・仮差押はそれぞれ1件ずつとなった。
 - ・コンビニエンスストアからの振込による回収は通年で全回収の28.1%となっており、2016年度の17.4%を上回っており、浸透してきているといえる。
- ③ 回収担当者の能力向上
 - ・管理部とサービサーとの合同会議を実施し、管理回収にかかる情報の共有に努めた。
 - ・顧問弁護士による勉強会を10回実施し、時効管理を中心とした基礎的な知識や考え方の習得に努めた。
- ④ 事業再生への寄与
 - ・求償権消滅保証による求償権完済を対応した。
- ⑤ サービサーの活用
 - ・香川営業所の人員交代にともない、合同会議等を通じ、連携を緊密にした。

(4) 間接部門

- ① 経営の透明性の一層の向上
 - ・理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる理事会運営に努めた。
 - ・役員部長会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行った。
- ② 監査機能の強化
 - ・内部検査結果を踏まえ事務の改善に取り組みながら、今年度の内部検査を実施した。
- ③ コンプライアンスの充実・強化
 - ・コンプライアンスプログラムを計画的に実施したほか、コンプライアンス意識の維持・向上、反社会的勢力対応の充実・強化を図るため、役職員が常に携帯できる「コンプライアンスハンドブック」の全面改定を行った。
- ④ 危機管理の充実・強化
 - ・事業継続計画を新システムに合わせたものへ改訂を行い、併せて「災害発生時の初期行動対応マニュアル」を作成した。
 - ・災害避難訓練において代替拠点での保証書発行訓練を実施した。
- ⑤ 電算システムの安定運用
 - ・新システム稼働後も適宜マニュアルの修正、業務フローの見直しを行い、システムの安定運用に努めた。
- ⑥ 人材育成
 - ・人材育成については研修に積極的に参加する等充実を図った。

■事業計画について

- ・低金利下において償還された保証債務の再利用が低調に推移したこと等により、保証承諾は265億6百万円(対前年度比96.0%、対計画比98.2%)となり、保証債務残高は、757億50百万円(対前年度比89.1%、対計

画比99.4%)となった。

- ・代位弁済は、県内の企業倒産が沈静化の傾向にあったことを反映して、11億15百万円（対前年度比90.8%、対計画比69.7%）と低い水準で推移した。
- ・実際回収は、効率的な回収に努めた結果、5億17百万円（対前年度比87.1%、対計画比103.4%）となった。

■収支計画について

収支差額は△1億15百万円と見込んでいたが、以下の要因により、1億84百万円の実績となった。

- ① 経常収入のうち保証料が対計画比101.7%、金額で13百万円上回った。経常支出については、保険料が対計画比90.8%、金額で45百万円下回り、業務費が対計画比81.0%、金額で1億47百万円下回った。この結果、経常収支差額の計画額△38百万円が1億65百万円の実績となった。
- ② 代位弁済が計画値を下回ったことにより、経常外収入のうち求償権補てん金戻入が対計画比68.7%、金額で3億56百万円下回り、経常外支出のうち求償権償却が対計画比77.2%、金額で3億2百万円下回った結果、経常外収支差額の計画額△1億34百万円が△77百万円の実績となった。
- ③ 制度改革促進基金取崩額は責任共有負担金方式に係る求償権償却額が1億93百万円となったことにより、対計画比171.9%、金額で40百万円上回った。

■財務計画について

基金準備金は、前年度末に比べ93百万円増加し79億77百万円となった。この結果、基本財産総額は、前年度末に比べ93百万円増加し142億59百万円となった。

●外部評価委員会の意見等

1. 保証推進

協会独自制度の創設や拡充など協会独自制度の利用促進に注力したこともあり、保証承諾・保証債務残高ともに概ね計画通りに推移したことは評価できますが、対前年比では依然保証債務残高は減少傾向にあり厳しい結果となっております。今後も厳しい環境が続くと思料されますが健全経営維持の観点も踏まえて、組織を挙げて保証推進に一層努めて下さい。

2. 経営支援

国の補助金を活用した「経営支援対策費補助事業」に注力し、経営改善、事業再生、創業等、経営支援全般にわたり積極的に取り組まれたことは評価できます。今般の信用保証協会法の改正により経営支援業務が協会業務に追加されたことを踏まえ、「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」や「経営サポート会議」を活用して、公的性格を最大限に発揮した経営支援に一層努めて下さい。

3. 金融機関との連携

保証推進、経営支援に当たって金融機関との連携の強化に努められたことは評価できます。これからも地域経済の発展を支えていくためには、金融機関とのさらなる連携強化が必要です。今般の信用保証協会法の改正を踏まえ、一層の金融機関との連携の深化に努めて下さい。

4. 回収

無担保かつ第三者保証人のいない求償権が増加する中で、計画を達成されたことは評価します。引き続き、適切な法的手続きの実施や回収担当者の能力向上など、効率的・効果的な回収に努めて下さい。

5. コンプライアンス

役職員が常に携帯できる「コンプライアンスハンドブック」の全面改訂などコンプライアンス意識の維持・向上、反社会的勢力対応の充実・強化に取り組まれています。引き続き、コンプライアンスプログラムの計画的な実施と管理により、コンプライアンス意識の一層の向上に努めて下さい。

6. 健全経営の維持

財務基盤は充実しており中期的な健全性は確保できていると認識していますが、今後の収支差額については、保証量の減少に起因して厳しい収支状況が続くことが予想されます。長期的な健全経営の維持に向けて、一層の保証推進や効率的な経営に努めて下さい。

第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)(要約)

業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」

中小企業に寄り添い、金融機関との対話を通じて、金融機関とともに金融・経営支援を推し進めます。

地域経済の活性化のために、金融機関や経営支援機関等と連携・協調して、中小企業の経営の改善発達を支援します。

I 企業実態に応じた支援

1. 金融機関との適切なリスク分担

保証付融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせるなど適切な対応を行います。

日常的に金融機関と対話を行い、より一層緊密な連携体制の構築に努めます。

2. 多様な資金需要等への対応

多様な資金需要に的確かつ迅速に対応するための内部体制づくりに努めます。

経営者保証を不要とする取組については、経営者保証ガイドラインに則って適切に対応します。

3. 創業・事業承継支援

金融機関や関係機関との連携・協力をより強化します。

4. 経営改善・事業再生支援

経営改善や事業再生への寄与を着実にすべく、「中小企業再生支援ネットワーク推進会議」と連携・協力します。

5. 地域課題への対応

地方創生に一層の貢献を果たすため、地方公共団体や金融機関等と連携・協力を行います。

II 回収の合理化・効率化

回収の最大化を図りつつ、連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉を行います。

III 経営管理態勢(ガバナンス)の充実

1. 経営の透明性

重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

2. コンプライアンス

役職員の意識の維持、向上と組織としての態勢の充実に努めます。

3. 危機管理

事業継続計画等の適正な運用に努めます。

IV 経営基盤の強化

1. 業務の運営の効率化

効率的な業務執行体制の構築や業務の見直しに努めます。

2. 人材育成

能力開発、資質の向上のための研修の充実に努めます。

2018年度経営計画（要約）

1. 経営方針

業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、2018年4月施行の信用補完制度の改正に対応します。このため中小企業の目線に立ち、金融機関との対話を通じて、金融機関とともに金融・経営支援を推し進めます。

また、地域経済活性化のために、金融機関及び経営支援機関等と連携・協調するとともに、国の動向を踏まえて地方公共団体と制度について協議を重ねます。

I 企業実態に応じた支援

金融機関との適切なリスク分担に取り組み、多様な資金需要への対応を行います。

地方創生に一層の貢献を果たすための取組を実施し地域課題への対応を行います。

II 回収の合理化・効率化

回収の最大化に取り組みます。

連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉に努めます。

III 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上、コンプライアンス及び危機管理の態勢維持・向上に取り組みます。

IV 経営基盤の強化

業務運営の効率化、人材育成に取り組みます。

2. 重点課題

【保証部門】

I. ① 金融機関との適切なリスク分担

- ・地域におけるリスク分担状況の把握に努めます。
- ・金融機関の支援状況の把握に努め、情報の蓄積を行います。
- ・研修や意見交換を行うなど内部体制の充実強化を図ります。

② 中小企業からの相談への適切な対応

- ・資金繰り相談窓口の充実を図ります。
- ・金融機関の紹介を行うことも含めて最適な提案を行います。

II. ① 中小企業の多様なニーズへの対応

- ・ニーズに対し迅速に応えるために、マニュアル整備、業務の見直しを不断に行います。
- ・金融機関との事前相談を見直し、審査の効率化、迅速化に努めます。
- ・協会独自制度や地公体制度について内容の充実と利用の推進を図ります。

② 保証利用度の向上

- ・新規利用先や保証完済先の保証利用推進に積極的に取り組みます。
- ・商工関係団体と連携を強化し、保証利用の利便性を高める取組を行います。
- ・広報を充実し、協会の知名度向上に努めます。

③ 地域金融機関との連携強化

- ・事業性評価シートなど金融機関の保有する情報や資料の適切な提供に理解を求めます。
- ・経営者保証を求めない取組について、金融機関の支援状況を確認しながら適切に対応します。
- ・金融機関との研修会や店舗訪問を通して、連携をさらに深めていきます。

④ 地域課題への対応

- ・地方公共団体と連携し、地域課題に対応した制度の検討を行います。
- ・商工関係団体とのセミナーの共催、講師派遣を通じ地域課題への対応に参加します。
- ・官民ファンドへ出資し、ファンド支援企業の支援に積極的に関わります。

【期中管理・経営支援部門】

- ① 早期の実態把握と適正管理
 - ・ 延滞先について、事故になる以前の段階からフォローしていきます。
- ② 「経営支援強化促進補助金」の活用
 - ・ 中小企業診断士による経営相談及び創業後相談、専門家による経営改善計画の策定支援、実行支援、ならびに認定経営革新等支援機関の税理士による創業計画策定支援を行います。
- ③ 「経営サポート会議」の活用
 - ・ 「経営サポート会議」を積極的に活用します。
- ④ 創業・事業承継支援
 - ・ 創業計画策定段階からの検討・協議に努めます。
 - ・ 金融機関のプロパー融資と協調する保証の取組を推進します。
 - ・ 事業承継ネットワークとの連携・協力を維持・強化します。
- ⑤ 経営改善・事業再生支援
 - ・ 専門家派遣を活用した経営改善支援に取り組みます。
 - ・ 個別企業の実情を勘案したきめ細かな対応に留意します。
 - ・ 経営改善に資する保証制度の活用に積極的に取り組みます。
 - ・ 経営者保証についてガイドラインに則った運用を行います。
 - ・ 相談窓口における経営サポート機能の充実を図ります。

【回収部門】

- ① 早期に実態を把握し回収方針を決定し、進捗を管理
債務者等の初動調査を早期に着手します。
- ② 連帯保証債務免除ガイドラインに基づく交渉
連帯保証人に対し実情に応じた対応に努めます。

【間接部門】

- ① 経営の透明性の一層の向上
 - ・ 理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性を確保するため、より多くの理事が出席できる運営に努めます。
 - ・ 「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行います。
- ② コンプライアンス意識の維持、向上
 - ・ 内部検査を踏まえた適正な業務執行に不断に取り組みます。
 - ・ 顧客情報保護心得 10 カ条の徹底と研修に取り組みます。
 - ・ 反社会的勢力に対しては対応マニュアルを適正に運用し、警察等関係機関と連携し、取引の未然防止、排除に努めます。
 - ・ 公的機関としてのコンプライアンス意識の一層の向上に努めます。
- ③ 事業継続計画等の適正な運用
 - ・ 事業継続計画及び初動行動マニュアルの実効性の確保に取り組みます。
- ④ 厳しい経営環境を踏まえた効率的な業務執行体制の構築
 - ・ 「組織・人員管理基本方針」の適切な進行管理に努めます。
 - ・ 経営管理会議において業務費の執行状況について管理を行います。
- ⑤ 職員の能力開発、資質向上
 - ・ 人材育成のため、研修の充実を図るとともに、人事考課・自己申告制度の適正な運用に努めます。
 - ・ 公的機関職員として使命感・責任感を持って中小企業のために働きがいのある職場環境づくりに努めます。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は2009年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

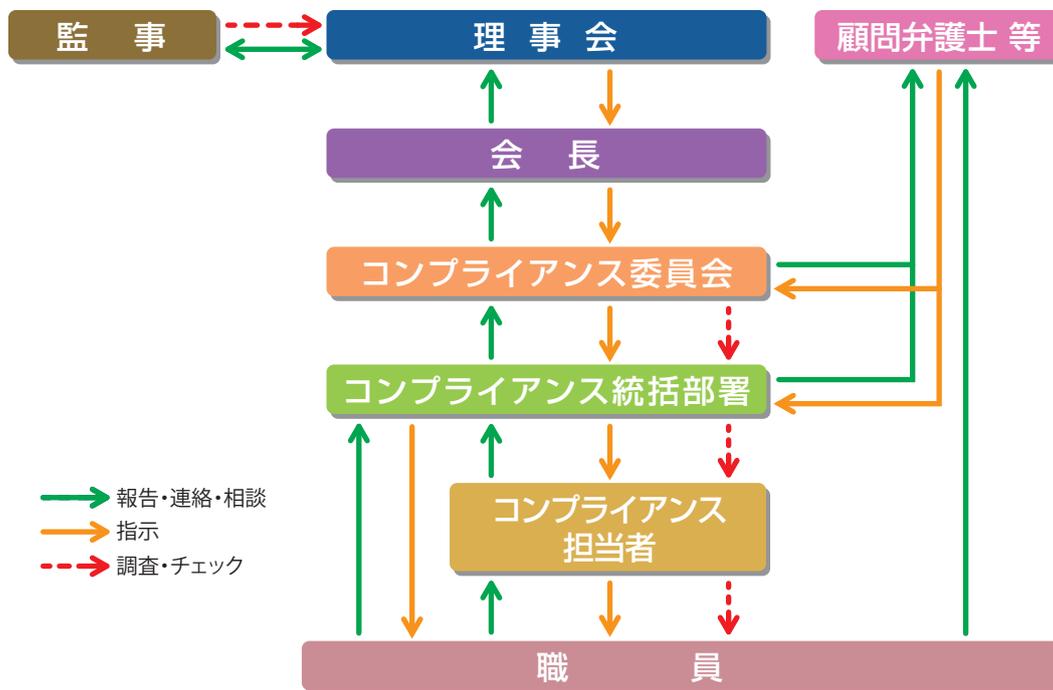
公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。



個人情報保護

個人情報宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和 28.8.10 法律第 196 号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、「個人情報保護法」第 23 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書 1 枚につき 500 円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を「個人情報保護法」第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目 2 番 2 - 101 号
電話番号	087 - 851 - 0061
部 署 名	総務部 総務課

役員・組織図

役員一覧

役員名	氏名	公職
会長	天雲 俊夫	
専務理事	合田 隆行	
常務理事	泉川 雅俊	
常勤理事	石丸 正明	
理事	浅野 浩司	県商工労働部長
理事	平岡 政典	善通寺市長
理事	白川 晴司	観音寺市長
理事	山下 昭史	三豊市長
理事	谷川 俊博	県町村会会長
理事	森田 紘一	県商工会議所連合会副会長
理事	篠原 公七	県商工会連合会会長
理事	国東 照正	県中小企業団体中央会会長
理事	藤村 晶彦	百十四銀行取締役常務執行役員
理事	近石 政義	香川銀行常務取締役
理事	佐藤 伸一	中国銀行常務執行役員四国地区本部長
理事	蓮井 明博	高松信用金庫理事長
理事	伊藤 晋	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	梶原 昌幸	
監事	新佐 耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
監事	水谷 正裕	観音寺市民会館館長
顧問	正木 一博	日本銀行高松支店長

(2018年9月10日現在)

組織と事務分掌

